3　会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び通信・放送開発金融関連業務に係る決算報告書（以下単に「決算報告書」という。）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一　会計監査人の監査の方法及びその内容

二　財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに定める意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　無限定適正意見　監査の対象となった財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ　不適正意見　監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三　前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四　追記情報

五　前各号に掲げるもののほか、通信・放送開発金融関連業務に係る利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

六　会計監査報告を作成した日

4　前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一　正当な理由による会計方針の変更

二　重要な偶発事象

三　重要な後発事象

第十二条の見出し中「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第一項中「中期計画」を「中長期計画」に、「第三十条第二項第四号の二」を「第三十五条の五第二項第五号」に改める。

第十六条（見出しを含む。）及び第十七条（見出しを含む。）中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改める。

第十九条中「独立行政法人情報通信研究機構法施行令」を「国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）」に改め、同条第一号及び第二号中「中期目標」を「中長期目標」に改める。

附則第二条中「第九条まで」を「第十七条まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「通則法改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　通則法改正法附則第八条第一項の規定により通則法改正法による改正前の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標が通則法改正法による改正後の独立行政法人通則法第三十五条の四第一項の規定により指示した同項の中長期目標とみなされる場合における第一条の規定による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令第五条第一項の規定の適用については、同項の表事業年度における通信・放送開発金融関連業務に係る業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書の項中「通則法第三十五条の四第二項第二号に」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下この表において「旧通則法」という。）第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から第五号」と、同表中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における通信・放送開発金融関連業務に係る業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書の項及び中長期目標の期間における通信・放送開発金融関連業務に係る業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書の項中「通則法第三十五条の四第二項第二号に」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から第五号」とする。

第三条　第二条の規定による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令第七条の二第三項の規定は、通則法改正法の施行の日以後に開始する事業年度における事業報告書から適用する。

○総務省令第三号
財務省

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律九号）の施行に伴い、並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「、第九条の六第四項」を削り、「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改め、同条第八号を次のように改める。

八　恒久的施設　租税条約に規定する恒久的施設で、所得税法第二条第一項第八号の四又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設に該当するものをいう。

第一条第九号中「固定的施設をいう」を「固定的施設のうち国内にあるものをいう」に改める。

第一条の二第一項中「、所得税法第六十一条第一号の二」を「、所得税法第百六十一条第一項第四号」に、「その者が国内に」を「その者が」に、「同法第百六十一条第一号の二」を「同法第百六十一条第一項第四号」に、「同条第一号の二」を「同条第一項第四号」に改め、同項第一号中「居所」の下に「（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十